

シルバー人材センター からのお知らせ

シルバー人材センターとは

シルバー人材センターとは、六十歳以上の元気な高齢者が会員となり、知識や経験を生かして働くシステムです。

現在五百六十余名の会員が、健康の向上や生きがいのある生活を目指して働いています。センターの基本理念

一人ひとりが知識と経験を活かして、お互いに協力し、仕事を分かち合いながら働くことを理念とし、収入よりも生きがいと重きをおいています。

会員募集

入会資格
六十歳以上の健康な区民で、働くことや社会奉仕活動に意欲があり、「自主・自立、共働・共助」の目的を理解して働ける方

入会説明会

・開催日時
毎月十三日(休日の場合は前日)の午前十時から(開始時間前までに要入室)
◎十月は十二日(金)です。

会場

中央区シルバー人材センター会議室
・持参するもの
住所・生年月日を確認できるもの(健康保険証など)、印鑑、会費

会費

年千円
働き方
一人当たり一週間に二十時間以内の臨時的・短期的または軽易なものです。

就業や収入の保障はありません。

せんが、各人の希望と能力に応じた働き方ができます。

就業の仕組み

センターが会社、商店、ご家庭などから、さまざまな仕事の依頼を受け、依頼主と請負(委任)契約を結びます。

その仕事を、知識・経験などを考慮しながら会員に割り振り、会員は責任をもって遂行するという仕組みです。

配分金

働いた仕事に応じてセンターから配分金が支払われます。◎詳しくはお問合せください。

その仕事シルバー人材センターにおまかせください

どんな仕事ができるのか
センターでは、ご家庭・商店・会社・各種団体などから、多種多様な仕事をお引き受けしています(ただし、危険な仕事や専門的な機械・道具を必要とする場合などはお受けできません)。まずはお気軽にお問合せください。主な仕事は、次のとおりです。

- ・家庭サービス分野
障子貼り、調理・掃除などの家事援助、外出の付き添い、簡単な大工仕事、宛名書き、パソコン出張指導など
- ・一般作業の分野
商品整理、袋詰め、調理補助、ビル清掃、除草など
- ・外交・折衝分野
チラシ・パンフレット配布、物品配達など
- ・事務分野
一般事務、宛名書き、事務受付、パソコン入力など
- ・専門技術分野

パソコン講師、英語講師、理事事務、翻訳・通訳など
・管理分野
ビル・マンション管理、駐輪場管理、自転車整理など

仕事の依頼方法

まず、電話または発注仕様書(当センターホームページに掲載)により、ご相談ください。お見積りの上、お客様と当センターとの間で契約を交わします。

中央区文化事業 助成対象事業を募集します

平成二十五年度に実施を予定している助成対象文化事業を募集します。皆さんの応募をお待ちしています。

応募資格

次のいずれかに該当する個人または団体
・区内に住所を有する個人
・区内に在学または在勤の個人

・事務所、その他の活動拠点を区内に有する団体
・区内で文化事業を行った実績がある個人または団体

対象事業

平成二十五年度に実施を予定する次のいずれかに該当する事業
・広く区民などに公開される、原則として他で発表されていない新たな取り組みの事業
・区内の魅力を発信する事業
・文化事業に携わるボランティア、文化事業を目的とするNPOなど文化事業を行う個人または団体を育成する事業

募集要項

◎次の事業は対象となりません。
・政治活動または宗教活動を目的とする文化事業

ます。
費用
センターホームページに目安の価格を掲載しています。◎詳しくはお問合せください。

※問合せ先

中央区シルバー人材センター
☎(3551)2700
FAX(5542)2100
ホームページアドレス
<http://www.chuo-sc.or.jp>

助成内容

・営利を目的とする文化事業
二百万円を上限として予算の範囲内で助成します。

募集期間

10月1日(月)～11月16日(金)

提出方法

事前に電話連絡の上、区役所六階文化・生涯学習課文化振興係まで直接必要書類を持参してください。

提出書類

詳細は募集要項をご覧ください。

募集要項・申請書の配布

区役所六階文化・生涯学習課にて配布します。また、区のホームページからダウンロードすることもできます。

「社会貢献型後見人を目指す方のための基礎講習」受講者を募集します

区では「社会貢献型後見人」の候補者を養成するため、都が実施する基礎講習の受講者を募集します。

応募資格

・おおむね六十五歳未満の区内在住の方で、社会貢献型後見人としての活動に熱意を有する方

・基礎講習の全日程に参加できる方(平成二十五年一月から二月までの間で五日間程度)

◎他にも応募要件がありますので、ご希望の方は事前に電話でお問合せください。

募集人数

一名

申込方法

次の二点を区役所四階福祉保健部管理課まで郵送または持参して申込み。
・経歴書(職務経歴、ボランティア活動実績など)

・作文 テーマ「社会貢献型後見人を目指すにあたっての抱負」(「受講を希望する理由」と「今までの経験をどのように生かせるか」)の二点を取り入れ、千字～千二百字にまとめる)

提出締切

10月15日(必着)
選考方法
作文および面接による選考の上決定します。

※申込(問合せ)先

〒104-8404
中央区築地1-1-1
福祉保健部管理課庶務係
☎(3546)5394

犯罪のない安全・安心なまち中央区を目指して

犯罪を未然に防ぐため、次の防犯対策支援事業をご利用ください。

安全・安心おまかせ出前相談

空き巣被害の防止など住まいの不安を解消し、住環境の向上を図るため、防犯アドバイザーをご家庭に派遣し、防犯対策に関する相談をお受けします。

対象

区内在住者
費用 無料
申込方法 希望日の二週間前までに申請書に必要事項を記入して申込み。

住まいの防犯対策助成

「安全・安心おまかせ出前相談」を受けた方が、防犯性能の高い錠への取替えや補助錠の取り付けなど、ご自宅の防犯対策を行った場合には、その費用の一部を助成します。

対象

区内在住者
助成金額 五千円以上の費用を要した場合に二分の

一を助成(上限一万円・一住宅一回限り)

申込方法

防犯工事着工前に申請書に必要事項を記入して申込み。

共同住宅等生活安全(防犯)アドバイザーの派遣

町会・自治会、商店会や分譲マンション管理組合などに

対し、共同住宅などの有効な防犯対策について助言・提案などを行う防犯アドバイザーを派遣します。

対象

地域団体など
費用 無料
申込方法 希望日の二週間前までに申請書に必要事項を記入して申込み。

防犯カメラを設置する場合の助成を拡充しました。

防犯カメラ設置助成
今年度から町会・自治会で防犯カメラを設置する場合の助成を拡充しました。

共通

◎今年度の受付は終了しました。
申請書配布場所 区役所一階 危機管理課
※問合せ先
危機管理課
☎(3546)5087

共通

申請書配布場所 区役所一階 危機管理課
※問合せ先
危機管理課
☎(3546)5087

共通

申請書配布場所 区役所一階 危機管理課
※問合せ先
危機管理課
☎(3546)5087

共通

申請書配布場所 区役所一階 危機管理課
※問合せ先
危機管理課
☎(3546)5087

共通

申請書配布場所 区役所一階 危機管理課
※問合せ先
危機管理課
☎(3546)5087

共通

申請書配布場所 区役所一階 危機管理課
※問合せ先
危機管理課
☎(3546)5087

共通

申請書配布場所 区役所一階 危機管理課
※問合せ先
危機管理課
☎(3546)5087